備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後

（別表）

［略］

中南米

国又は地域	単位	旅券法(以下「法」という。)第20条第1項第1号の処分に係る手数料 (10年旅券)	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料 (5年旅券)	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料 (限定旅券等)	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料 (渡航先追加)	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料 (査証欄増補)	法第20条第1項第6号の処分に係る手数料 (渡航書)
［略］								
ベネズエラ	ﾎﾞﾘﾊﾞﾙ･ｿﾍﾞﾗﾉ	8,700	6,000	3,300	3,300	900	1,400	1,400
［略］								

改正前

（別表）

［略］

中南米

国又は地域	単位	旅券法(以下「法」という。)第20条第1項第1号の処分に係る手数料 (10年旅券)	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料 (5年旅券)	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料 (限定旅券等)	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料 (渡航先追加)	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料 (査証欄増補)	法第20条第1項第6号の処分に係る手数料 (渡航書)
［略］								
ベネズエラ	ボリバル	421,000	289,500	158,000	158,000	42,000	66,000	66,000
［略］								